

平成29年月7月7日
30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 幸治

「平成29年度事業計画」に基づき6月19日に第19回及び7月3日に第20回の環境省との団体交渉を下記の通り実施いたしました。

1. 【環境省との第19回・団体交渉内容等】

6月19日（月）いわき市・いわき市文化センター第3会議室に於いて《団体交渉》を行いました。今回環境省から当地権者会が、団体交渉開始時より要求し、その意味を繰り返し訴えていた事項に対して大幅に譲歩した内容の契約書案が提示されました。また、契約書には記載できない部分を明記した文書を作成し、福島環境再生事務所長土居健太郎と記名し、公印を捺印して門馬会長あてに提出したいとの申し入れもありました。環境省提示案を受け、直ちに越前谷顧問弁護士・高橋雄三不動産鑑定士と対応を検討し、知見・アドバイスを賜っている多くの専門家と相談するとともに、支援を頂く福島県並びに大熊町町長・双葉町町長に経過を報告させて頂き、改めて引き続きの支援をお願いいたしました。

上記の通り、好転しつつ流れを確固とした結果にするべく、提案された内容に修正を求める点や不明な点の追加要求等の確認を行い、これらを環境省として受け入れて頂くことの内容整備を行いました。そのやり取りの中で、次回の交渉日程を早期にやると決定しました。

2. 【環境省との第20回・団体交渉内容等】

7月3日（月）いわき市・環境省福島環境再生事務所中間貯蔵施設浜通り事務所2階大会議室に於いて《団体交渉》を行いました。前回の環境省提案において、当地権者会が検討した修正要望案を環境省に申し入れたところ、最終的に環境省が当会の要望を受け入れたことから、地上権設定契約書案並びに福島環境再生事務所土居健太郎所長文書案につきまして、同日付で合意を得ることができました。また、土居所長文書案の不足な内容につきましては、当会の要望を全面的に受け入れた内容で、後日追加の所長文書として、門馬会長に提出することで、合意に至りました。土地基準価格につきましては、当初の評価時から来る9月1日で3年を経過することから「再評価」をすることが通常の前向きな進め方であることを示唆しました。環境省もその手続きは、ルールに基づき進めていくのは「当然である」との意見の一致となりました。地上権設定の価格につきましても「事実の確認」を双方で行うことを提案しましたところ、環境省側でも担当者を決めて取り組んでいくとの確約を得ました。その際に当会は、時間的な目標設定を今年の10月末ゴールを要請いたしました。再評価価格の早期提示の実現とまだまだ油断できない状況ですが、会員の皆様の力強い後ろ盾を後押しに邁進する覚悟であります。引き続きご支援の程、宜しくお願いいたします。

また、環境省は、当会に対し、すべてにおいて合意された以後も3か月に1度（落ち着いた

たら半年に1度)は、事業の取組や安全・安心な運営、帰還時の補償等制限を設けない説明会等を行っていくとの意思を示し、今後も継続したお付き合いをしていくとの具体的な内容を明記した「追加所長文書」を上記同様形式で門馬会長に提出することを確約いたしました。

以上、会員の皆さまには、取り急ぎ「状況と内容」をご報告させて頂き、本会報をご送付させて頂きました。ご理解を頂けますように、よろしくお願い申し上げます。

なお、環境省による土地の「再評価」並びに地上権設定における取組につきましては、今後も会報等で適時お知らせさせていただきます。

〈団体交渉状況・当地権者の様子〉 〈団体交渉の状況・環境省の様子〉



添付書類 (1) 7月4日付け新聞掲載記事
(2) 7月3日福島中央テレビ報道内容

(作成者・問い合わせ先: 30年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PC メール mommayoshiharu@gmail.com

携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。